

[参考 1] 用語の解説

1) 建築行政マネジメント計画策定指針 (P.1)

建築行政における円滑かつ適確な業務の執行を推進するため、国土交通省より都道府県及び特定行政庁に対し示された指針。この指針を踏まえて、建築行政マネジメント計画の策定に取り組むよう技術的助言が通知されている。

(参考) 関連する技術的助言

H22.5.17 付け国住指第 655 号「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について」

H27.2.20 付け国住指第 4428 号「建築行政マネジメント計画策定指針の改訂について」

R 2. 2. 5 付け国住指第 3643 号「建築行政マネジメント計画策定指針の改定について」

2) 大阪府内建築行政連絡協議会 (P.6)

大阪府内特定行政庁及び業務区域に大阪府内を含む指定確認検査機関の相互の連携を図るとともに、意見交換や情報提供等を推進し、もって建築行政の円滑かつ適正な運用を図ることを目的として設置しており、大阪府内特定行政庁及び指定確認検査機関等の会員で構成している。

3) CPD制度 (P.9)

CPDとは、Continuing Professional Developmentの略であり、継続職能研修を意味している。建築分野においては、建築士等技術者に継続的な教育プログラムや講習会などを提供し、知識、技術に関する研鑽等を目的としており、研鑽等に要した時間を単位(CPD単位)に変換し、その実績を証明する制度。

4) 維持保全計画 (P.17)

建築基準法第8条第2項に規定される建築物において、当該建築物の所有者又は管理者が、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するため、必要に応じて、作成する義務を課されている維持保全に関する準則又は計画。

従来、維持保全計画の作成を義務付ける対象は、定期報告の対象となる建築物に限られていたところであるが、平成30年の建築基準法改正により倉庫や小規模な特殊建築物も、計画の作成の対象とされたところ。

5) フォローアップ調査 (P.18)

国土交通省が、建築基準法令違反の是正の促進等を目的として、過去に発生した事案に関連して、同種類別の建築物等に関する建築基準法令への適合状況や対応状況等を、特定行政庁に依頼し、実施している一連の調査。

※フォローアップ調査の事例

- ・個室ビデオ店等
- ・未届の有料老人ホーム
- ・ホテル・旅館等
- ・病院・診療所
- ・違法設置昇降機
- ・吹付けアスベスト等 など

6) 特定建築物 (P.19)

建築基準法第 12 条第 1 項に規定される定期報告の対象となり得る建築物。

なお、特定建築物のうち、国と特定行政庁が定めた用途や規模の条件を満たす建築物の所有者又は管理者は、定期的にその維持管理の状況を調査し、特定行政庁に報告すること（定期報告）が義務付けられている。

大阪府内においては、ホテル・旅館、百貨店、病院、共同住宅等大勢の人が利用する一定規模以上の建築物などを定期報告の対象としている。

7) 違反が予見できる案件の指定確認検査機関と特定行政庁の連携に関する実施要領 (P.21)

確認審査、完了検査又は中間検査を行った建築物について、後に増改築、敷地変更、用途変更等による違反が予見されるような設計や施工状況等が認められる場合において、指定確認検査機関と特定行政庁との連携により、違反建築物の発生を未然に防止することを目的として、その情報共有等の措置について、平成 25 年 3 月に大連協において作成したもの。

8) 違反建築物に対する電気等の供給保留の取扱い (P.22)

違反建築物対策の有効な措置として、違反建築物に係る電気・ガス・水道の供給の申し込みの承諾の保留を行うことを目的として、各事業者の取扱いについて、平成 19 年 9 月に大阪府建築物安全安心推進会議違反対策部会において作成したもの。

9) 違法行為もしくはその疑義に関する情報を把握した場合の初期対応と公表のあり方について (技術的助言) (P.23)

建築物における違法行為等に関する情報を把握した場合において、早期に特定行政庁等がその情報を共有することにより被害の拡大を防止することを目的として、平成 18 年 5 月 11 日付け国住指第 541 号技術的助言により示されたもの。

10) 建築基準法第 9 条の 3 に準ずる情報提供事務処理要領 (P.23)

平成 18 年 5 月 11 日付け国住指第 541 号「違法行為もしくはその疑義に関する情報を把握した場合の初動対応と公表のあり方について (技術的助言)」において、特定行政庁は、違法行為等に関する情報を通報等により把握した際には、建築基準法第 12 条第 5 項に基づく報告徴取や、第 6 項に基づく立入検査等により違反事実の把握に努め、違反の可能性が高いと判断される場合は、建築基準法第 9 条の 3 に準じて、建築士及び建築士事務所を指導監督する都道府県知事、建築士を指導監督する国土交通大臣に情報提供することとされている。

建築基準法第 9 条の 3 に準じた情報提供を、特定行政庁から監督権者へ行うための標準的な事務処理要領として、平成 27 年 3 月に大阪府建築安全マネジメント推進協議会建築士法部会において作成したもの。

11) 建築物等に係る事故防止のための対応及び連携体制の整備について (通知) (P.25)

地域の日常生活の安全性向上を図るため、建築物や遊戯施設等における類似事故の発生を防止する観点から、建築行政を所管する特定行政庁と、消防部局等関係行政機関が連携し、地域の建築物等に係る危険情報の共有化を図ることを目的に、平成 17 年 3 月付け国住防第 3278 号により通知されたもの。

12) 大阪府建築物に附属する特定の設備等の安全確保に関する条例 (P.25)

エレベーター等の建築物に附属する特定の設備等を安全に安心して利用できるように、事故に関する情報を収集、発信し、情報の共有化を図ることにより、同種の事故の再発を防止することを目的とした条例。事故が発生した場合の届出について必要な事項を定めるとともに、その届出に係る情報を基に事故の原因を明らかにし、事故に関する情報の共有化を図るために必要な措置を講ずることを規定している。

13) 業務継続計画 (BCP) 【Business Continuity Plan】 (P.27)

ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、応急業務及び継続性の高い通常業務（非常時優先業務）を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模な地震災害時であっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画（内閣府「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」より）